旧規則別表第二の上欄に掲げる二十四　先行技術調査（生命工学・医療）	新規則別表第二の上欄に掲げる二十四　先行技術調査（生命工学・医療・食品）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十四　先行技術調査（生命工学・医療）又は二十五　先行技術調査（有機化学）	新規則別表第二の上欄に掲げる二十五　先行技術調査（有機化学・化学応用）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十　先行技術調査（無機化学）又は二十六　先行技術調査（環境化学）	新規則別表第二の上欄に掲げる二十六　先行技術調査（環境化学）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十七　先行技術調査（プラスチック工学）	新規則別表第二の上欄に掲げる二十七　先行技術調査（樹脂・樹脂成形）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十八　先行技術調査（高分子）	新規則別表第二の上欄に掲げる二十八　先行技術調査（高分子）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十五　先行技術調査（有機化学）又は二十九　先行技術調査（繊維・積層体）	新規則別表第二の上欄に掲げる二十九　先行技術調査（繊維・積層体）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十　先行技術調査（有機化合物）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十　先行技術調査（有機化合物）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十一　先行技術調査（電子商取引）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十一　先行技術調査（電子商取引）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる八　先行技術調査（アミューズメント）又は三十二　先行技術調査（インターフェイス）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十二　先行技術調査（ユーザーエクスペリエンス）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十三　先行技術調査（情報処理）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十三　先行技術調査（情報処理）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十四　先行技術調査（伝送システム）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十四　先行技術調査（伝送システム）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間

第三条　この省令の施行の際現に特例法第三十九条の二の規定又は第三十九条の十一の規定により準用する特例法第十九条の二第一項の規定により次の表の上欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けている者は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分の登録又はその更新を受けた者とみなし、同表の上欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請は、それぞれ同表の中欄に掲げる区分についてした登録又はその更新の申請とみなす。この場合において、当該登録又はその更新を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間について特例法第三十九条の十一の規定により準用する特例法第十九条の二第一項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた登録の有効期間（当該登録の有効期間について特例法第三十九条の十一の規定により準用する特例法第十九条の二第一項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた登録の有効期間以下この条において同じ。）の残存期間と同一の期間

旧規則別表第三の上欄に掲げる区分	有効期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる一　先行技術調査（計測）	施行日における上欄に掲げる区分に係る特定登録調査機関としての登録の有効期間（当該登録の有効期間について特例法第三十九条の十一の規定により準用する特例法第十九条の二第一項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた登録の有効期間）の残存期間と同一の期間
新規則別表第三の上欄に掲げる区分	
新規則別表第三の上欄に掲げる一　先行技術調査（計測）	

旧規則別表第二の上欄に掲げる二十二　先行技術調査（電気化学）、二十四　先行技術調査（伝送システム）又は三十五　先行技術調査（電力システム）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十五　先行技術調査（電力システム）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうち最も長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十二　先行技術調査（インターフェイス）又は三十六　先行技術調査（デジタル通信）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十六　先行技術調査（デジタル通信）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十七　先行技術調査（映像システム）又は三十八　先行技術調査（画像処理）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十七　先行技術調査（映像システム）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十八　先行技術調査（画像処理）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十八　先行技術調査（画像処理）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる三十七　先行技術調査（映像システム）又は三十九　先行技術調査（電気機器）	新規則別表第二の上欄に掲げる三十九　先行技術調査（電気機器）	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる四十　分類及び要約書の記載の適合性についての調査	新規則別表第二の上欄に掲げる四十　分類及び要約書の記載の適合性についての調査	施行日における上欄に掲げる区分に係る登録調査機関としての登録の有効期間の残存期間と同一の期間